

多様な働き方を支援する制度 日油

育児支援		次世代育成支援	
妊娠	出産	育児	介護
時間外労働の制限・免除 <sup>※1</sup> 、深夜業の制限 <sup>※1</sup>			
始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ <sup>※1</sup>			
休日出勤の制限		出生時育児休業・育児休業 (最長2年間、一部有給あり)	介護休業 (3回取得可、通算365日まで)
業務配慮・負担軽減		キャリアと育児の 両立支援プログラム <sup>※2</sup>	介護休暇(年10日) <sup>※3</sup>
通院休暇(有給休暇:月1日)		子の看護休暇 <sup>※1</sup> (年10日) <sup>※3</sup>	
産前産後休暇		育児時間(有給) <sup>※5</sup>	
不妊治療と仕事の両立支援 <sup>※4</sup>			
その他			
年次有給休暇(最大21日)			
半日年次有給休暇			
積立保存休暇 <sup>※6</sup>			
リフレッシュ休暇(勤続5年以上5年ごと)			
フレックスタイム制度			
裁量労働制(研究開発職)			
自己啓発支援 <sup>※7</sup>			
体育文化会活動			
在宅勤務制度 <sup>※8</sup>			

- ※1 育児の場合、小学校3年生までの子を養育する従業員を対象としています。
- ※2 育児休業者のキャリアと育児の両立を支援するオンラインサービス「wiwiw(ウィウィ)」(株wiwiwによる提供)を導入し、産休・育休取得者にご利用いただくことにより、キャリアと育児の両立を支援しています。
- ※3 時間単位での取得が可能です。
- ※4 短時間勤務制度やフレックスタイム制度、不妊治療休暇などが利用できます。
- ※5 生後1年に満たない乳児を育てる女性が1日2回(1回について30分)の育児時間を有給としています。
- ※6 積立保存休暇は、失効年休に、別途積立日数を加えて、毎年積立てる休暇制度です。私傷病、育児、家族看護、介護、自己啓発、ボランティア活動およびリフレッシュ休暇(勤続休暇)などに使用できます。
- ※7 従業員が自らの意思で研修メニューを選べる「通信教育」への支援や、勤続10年以上の社員が自己啓発のため連続して10日以上(10日以上)の社外研修に参加する場合に積立保存休暇を利用できる仕組みを設け、自己啓発を支援しています。
- ※8 週あたり2回まで、事前の承認を得て在宅勤務を行うことを認めています。また、事前の承認を得て就業時刻を2時間まで繰り上げ、繰り下げを行うことを認めています。